

消費税増税は中止し、応能負担の税制確立を

税理士 相田 英男



練馬区役所からの眺め

目次

- 1 庶民に復興特別所得税 25 年間、法人には復興特別法人税を廃止
 - 2 消費税増税は中止し、応能負担の税制を
 - 3 記帳の義務化対策
- <参考資料> 消費税率引き上げへの対応
印紙税の改正

相田会計事務所

電話 03-5373-1881 FAX03-5373-2225

1 庶民に復興特別所得税 25 年間、法人には復興特別法人税を廃止 復興特別所得税

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保として所得税額の 2.1%を平成 49 年までの 25 年間納めます。

(例) 所得税額 100,000 円 \times 2.1% = 2,100 円 合計 102,100 円

復興特別法人税

法人税額の 10%を当初 3 年間納めるとしていましたが、安部内閣により 1 年前倒して廃止されました。

(例) 法人税 100,000 円 \times 10% = 10,000 円 合計 110,000 円
企業が活動しやすくするとの理由で 1 年前倒して廃止を決めました。

“オールジャパン”で国民も企業も復興のために増税を決めたのに、企業だけ優遇しているのか、理解が得られません。



2 消費税増税は中止し、応能負担の税制を

労働者の賃金は20か月以上連続で減少し、年金は減り続けています。円安による原材料費の高騰で中小企業は痛めつけられ、生活必需品の値上げが家計を襲っています。

70～74歳の医療費自己負担が1割から2割に引き上げられ、年金の引き下げ、生活保護費の第2弾の削減も待ち構えています。

こんな時に3%の消費税増税で8兆円の負担を国民にかぶせれば、暮らしに打撃をあたえ、経済を壊し、国の財政も共倒れで破たんすることは目に見えています。

また、中小企業、中小業者は消費税を価格に転嫁することが困難です。すでに、値引きや本体価格を提示させない税込価格での受注をせまるケースも出ています。

資金のない業者は消費税の滞納と延滞税に苦しめられています。

このような消費税の増税は中止し、法人税、所得税の応能負担で財政再建をおこなうことが求められます。

4月からの消費税増税に伴う値上げの例

銀行のATMの手数料 105～210円 108～216円

郵便料金 手紙80円 82円 はがき50円 52円

携帯電話料金 3%分をそのまま上乗せ

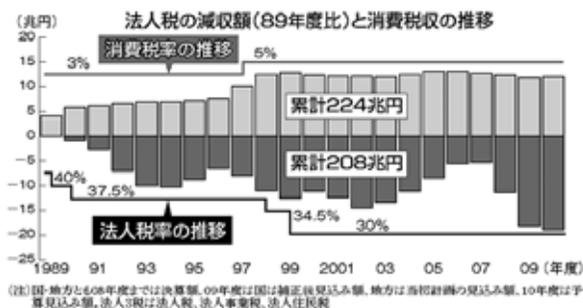
公衆電話 10円で1分 10円で57.5秒

高速道路料金 首都高500円 510円（ETC利用、初乗り）

自販機 1本120円 130円

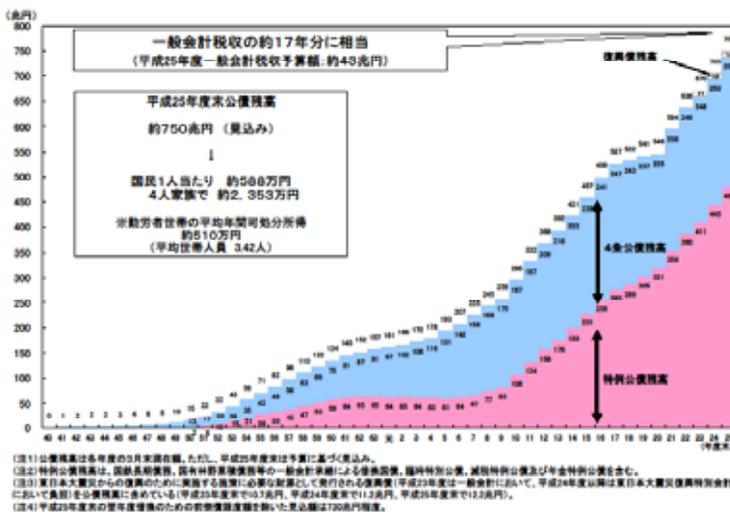
映画館 1,000円 1,100円（60歳以上シニア、水曜限定女性）

大企業減税の穴埋めにされた消費税 （しんぶん赤旗から転載）



増え続ける国の借金 消費税を増税しても財政再建にはなりません

公債残高の累増



3 記帳の義務化対策

1 2014年1月から白色事業者も記帳が義務付けられました。

罰則はありませんが、帳簿がないことを理由に推計課税がされないよう最低限の帳簿は用意しましょう。

2 現金商売の場合

現金出納帳は必ずつけましょう。銀行からの引き出した金額(銀行より引出し)、生活費に使った金額(店主貸)、店主からの借入金(店主借)は忘れずに記帳しましょう。

1日の売上高を合計して記帳しても大丈夫です。

現金残高を合わせることができない場合の対応。

3 建設業の場合

本部作成の簡易な現金出納帳などをつけましょう。

所得計算書で毎月の収入と経費をつけましょう。

4 請求書、領収書を保存しましょう。

保存期間：現金出納帳や元帳などの帳簿は7年間

領収書、請求書などは5年間保存が義務付けられています。

< 参考資料 >

消費税率引き上げへの対応

中小企業に大きな負担となる消費税の増税には反対してきましたが安倍政権は 14 年 4 月からの実施を表明しました。

そこで、増税への対応についていくつかの注意点を述べます。

(1) 経過措置～工事の請負契約

契約締結の時期	工事の請負等に適用する税率
平成 8 年 10 月 1 日から平成 25 年 9 月 30 日 までの間に契約を締結	5%
平成 25 年 10 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日 までの間に契約を締結	平成 26 年 3 月 31 日までの引き渡し・・・5% 平成 26 年 4 月 1 日以後の引き渡し・・・8%
平成 27 年 4 月 1 日以後に契約を締結	平成 27 年 9 月 30 日までの引き渡し・・・8% 平成 27 年 10 月 1 日以後の引き渡し・・・10%

工事の請負等に関する経過措置は、税率 8% への引き上げについては、平成 25 年 10 月 1 日前に契約が締結されたものに適用されます。

税率 10% への引き上げについては、平成 27 年 4 月 1 日前に契約が締結されたものに適用されます。

請負契約等の範囲

工事（製造を含む）の請負に係る契約、測量、地質調査、工事の施工に関する調査、企画、立案及び監理並びに設計、映画の制作、ソフトウェアの開発その他の請負に係る契約で、仕事の完成に長期間を要し、かつ、その仕事の目的物の引き渡しが一括して行われることとされているもののうち、その契約に係る仕事の内容につき相手方の注文が付されているもの。

請負人は、経過措置の適用がある場合には、注文主にその旨を書面により通知するものとされている。この書面による通知は、請

求書や領収書等に記載することで足りるとされています。

10月1日以後に契約する場合には、引き渡し日によって税率が変わることを相手方に伝えて確認をしましょう。

税率引き上げの前後には、駆け込み需要と消費の落ち込みが予想されます。

(2) 経過措置～資産の貸し付け

事務所や店舗などの貸し付けに係る経過措置では、指定日の前日(平成25年9月30日)までの間に契約を締結し、施行日(平成26年4月1日)前から同日以後継続して貸付けをおこなう場合、一定の要件に該当するとき旧税率が適用されます。

一定の要件とは、次の 及び を満たす場合です。

貸付の期間及び期間中の対価の額が定められている。事業者が事情の変更その他の理由により対価の額の変更を求めることができる旨の定めがないこと。

(3) 経過措置～リース取引(賃貸借取引)

リース取引(賃貸借取引)に係る経過措置では、指定日の前日(平成25年9月30日)までの間に契約を締結し、施行日(平成26年4月1日)前から同日以後継続して貸付けをおこなう場合、一定の要件に該当するとき旧税率が適用されます。

一定の要件とは、次の 及び を満たす場合です。

貸付の期間及び期間中の対価の額が定められている。契約期間中にいつでも解約の申し入れをすることができる旨の定めがなく、貸付資産の取得費用等の合計額のうちに資産の貸し付けの対価の額の合計額の占める割合が90%以上であることが定められていること。

なお、売買(資産の譲渡)として取り扱われるリース取引についてはこの経過措置が適用されません。

印紙税の改正

領収書の印紙は5万円未満が免税になります

(1) 金銭又は有価証券の受取書の免税点の引き上げ

金銭又は有価証券の受取書（領収書）のうち記載された受取金額が5万円（現行：3万円）未満のものには、印紙税を課さないこととされました。

平成26年4月1日以後に作成される受取書（領収書）について適用されます。

(2) 「不動産譲渡契約書」及び「建設工事請負契約書」の印紙税の軽減措置の延長及び拡充

「不動産譲渡契約書」及び「建設工事請負契約書」については、平成25年4月1日から平成30年3月31日までに作成されるものについて、印紙税の軽減措置が適用されます。

また、平成26年4月1日以降作成される契約書については、印紙税の軽減措置が拡充されることとなりました。

平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に作成される契約書の税率

契 約 金 額	本則税率	軽減後の税率
1千万円超 5千万円以下	2万円	1万5千円
5千万円超 1億円以下	6万円	4万5千円
1億円超 5億円以下	10万円	8万円
5億円超 10億円以下	20万円	18万円
10億円超 50億円以下	40万円	36万円
50億円超	60万円	54万円

平成 26 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に作成される契約書の税率

契 約 金 額		本則 税率	軽減後の 税率
不動産譲渡契約書	建設工事請負契約書		
10 万円超 50 万円以下	100 万円超 200 万円以下	400 円	200 円
50 万円超 100 万円以下	200 万円超 300 万円以下	1 千円	500 円
100 万円超 500 万円以下	300 万円超 500 万円以下	2 千円	1 千円
500 万円超	1 千万円以下	1 万円	5 千円
1 千万円超	5 千万円以下	2 万円	1 万円
5 千万円超	1 億円以下	6 万円	3 万円
1 億円超	5 億円以下	10 万円	6 万円
5 億円超	10 億円以下	20 万円	16 万円
10 億円超	50 億円以下	40 万円	32 万円
50 億円超		60 万円	48 万円